

様式第1号（第6条関係）

ばい煙特定施設設置（使用，変更）届出書

年 月 日

茨城県知事

殿

届出者 氏 名

住 所

〔法人にあつては，その名称，代表者〕  
の氏名及び主たる事務所の所在地

茨城県生活環境の保全等に関する条例第11条第1項（第12条第1項，第13条第1項）の規定により，ばい煙特定施設について，次のとおり届け出ます。

工場等の名称		※整理番号	
工場等の所在地		※受理年月日	年 月 日
ばい煙特定施設の種類		※施設番号	
△ばい煙特定施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
△ばい煙特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備 考	
△ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり。		

備考

- 1 ばい煙特定施設の種類の欄には，茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 △印の欄の記載については，別紙1から別紙3までによることとし，かつ，できる限り，図面，表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には，記載しないこと。
- 4 この届出書には，茨城県生活環境の保全等に関する条例第11条第2項に規定する書類を添付すること。
- 5 変更届出の場合には，変更のある部分について，変更前及び変更後の内容を対照させること。

## 別紙1

## ばい煙特定施設の構造

工場等における施設番号		
名称及び型式		
設置年月日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
規 模		

## 備考

設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

## 別紙2

## ばい煙特定施設の使用の方法

工場等における施設番号					
使 用 状 況	1日の使用時間及び月 使用日数等	時から 時まで 時間/回 回/日 回/月		時から 時まで 時間/回 回/日 回/月	
	季 節 変 動				
排 出 ガ ス 量 (Nm <sup>3</sup> /h)		最大	通常	最大	通常
排 出 ガ ス 温 度 (°C)					
ばい煙 の濃度	シアン化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大	通常	最大	通常
	ホスゲン (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大	通常	最大	通常
	ホルムアルデヒド (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大	通常	最大	通常
参 考 事 項					

## 備考

- 1 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 2 ばい煙の濃度は、ばい煙を処理するための施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
- 3 ばい煙の排気状況に著しい変動がある施設については、参考事項の欄に1工程中の排出量の変動の状況を記載すること。

## 別紙3

## ばい煙の処理の方法

ばい煙を処理するための施設の工場等における施設番号				
処理に係るばい煙特定施設の工場等における施設番号				
ばい煙を処理するための施設の種類、名称及び型式				
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日	
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日	
処 理 能 力	排出ガス量(Nm <sup>3</sup> /h)	最 大		
		通 常		
	排出ガス温度(℃)	処 理 前		
		処 理 後		
	ばい煙の濃度	シアン化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	処 理 前	
			処 理 後	
		ホスゲン (mg/Nm <sup>3</sup> )	処 理 前	
			処 理 後	
		ホルムアルデヒド (mg/Nm <sup>3</sup> )	処 理 前	
			処 理 後	
	捕集効率(%)	シアン化水素		
		ホスゲン		
ホルムアルデヒド				
使 用 状 況	1日の使用時間及び月使用日数等	時から 時まで 時間/回 回/日 回/月	時から 時まで 時間/回 回/日 回/月	
	季 節 変 動			
排 出 口 の 実 高 さ H <sub>o</sub> (m)				
補正された排出口の高さ H <sub>e</sub> (m)				
排 出 速 度 (m/s)				

## 備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 補正された排出口の高さH<sub>e</sub>は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。